

総務建設常任委員会会議記録

令和6年6月12日開催

令和6年第2回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 花堂晴美
副委員長 吉川清里
委員 佐野俊光
委員 向笠達也
委員 田代 稔
委員 海野豊彦

(概要)

議案第25号 一般廃棄物の処理に関する事務の委託に係る協議について

本案は、6月6日に本委員会に付託され、6月12日に、委員全員と、当局から所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に、委員から、「規約の締結は、負担金の支出に法的根拠を持たせるためのものか。」とただしたところ、「可燃ごみの処理の委託を地方自治法の規定に基づき行うための規約の締結であり、副次的には負担金の支出の根拠になるものです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「沼津市清掃プラント運営協議会と規約との関係は。」とただしたところ、「沼津市清掃プラント協議会は、周辺の公害防止等を目的とし、周辺住民が参画する協議会で、規約とは直接的な関係はありませんが、必要に応じて、適時情報提供等を行っていきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「沼津市清掃プラント運営協議会での協議内容と、規約第9条に基づく連絡会議での協議内容が重複した場合の対応は。」とただしたところ、「規約第9条に基づく連絡会議では、負担金の拠出の範囲などの事務協議を行う予定であり、清掃プラント協議会には、必要に応じて情報提供を行っていく関係性であると認識しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「規約には、事故等が発生した場合の報告や原因究明などの協議体制についても含まれるのか。」とただしたところ、「町民の皆様にも密に情報提供ができるような協議体制を目指していきたいと考えています。」との答弁

がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「規約をこの時期に締結するのは、新中間処理施設の建設負担金や運営負担金の支出を定めることが1つの根拠となっていると思われる。この負担金の支出は町の財政にとって非常に大きな負担となるが、町民への十分な周知がされていない。また、今後、他の事業を圧迫し、町民サービスにも大きな影響を与えられ、この点を認めることができないこと指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として、「廃棄物の処理は、町民生活に密着した一時も止めることができない重要な事業である中、今回の地方自治法に基づく事務の委託は、町の可燃ごみの安定的かつ長期にわたる適正な処理を可能とするもので、廃棄物の処理に関する施設を所有していない本町においては、大変、有意義な規約である。また、本規約に含まれる新中間処理施設に対する町の負担についても、廃棄物処理施設が必要不可欠な施設であることを踏まえると、応分の負担として十分理解できるものである。今後、本規約のもと、町の廃棄物に関する事業がより一層安定的に推進されることを期待し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、6月6日に本委員会に付託され、6月12日に、議案第25号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 清水町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、6月6日に本委員会に付託され、6月12日に、議案第26号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 清水町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
本案は、6月6日に本委員会に付託され、6月12日に、議案第27号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 令和6年度 清水町一般会計補正予算（第2回）について

本案は、6月6日に本委員会に付託され、6月12日に、議案第28号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から歳入の説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け、質疑に入りました。

最初に、委員から、「地域コミュニティ事業費について、柿田区への補助内容の詳細は。」とただしたところ、「柿田区が、地域コミュニティ活動に使用する備品が必要とのことから申請し、採択されたもので、具体的には、テント、音響設備等を購入するものです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「補助金の補助率は。」とただしたところ、「補助率は10分の10で、上限は250万円です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「土地区画整理事業技術的援助に伴う現況測量等業務について、土地区画整理組合設立の見込みと時期は。」とただしたところ、「今後、権利者説明会を開催するなど、更なる気運の醸成を図る中で、令和9年度の設立認可を目指しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「土地区画整理組合が設立できなかった場合はどうなるのか。」とただしたところ、「組合が設立できなかった場合、道路事業により都市計画道路のみを整備することとなりますが、土地区画整理事業は、町都市計画マスタープランに位置付ける重要な事業であるため、組合設立に向け、引き続き関係権利者との合意形成に全力で努めていきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「区画整理ができなかった場合、玉川卸団地線の整備に大きな影響が出るのではないか。」とただしたところ、「土地区画整理事業の進捗が遅れた場合、玉川卸団地線の整備が遅れる可能性もありますが、本路線は、現在事業を進めている西間門新谷線等とともに、町の骨格を形成する重要な幹線道路であるため、可能な限り周辺ネットワークに影響がないよう取り組んでいきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「土地区画整理組合の法人格は。」とただしたところ、「土地区画整理法第22条の規定による土地区画整理組合としての法人と定められてい

ます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「土地区画整理組合は、理事制を引くのか。」とただしたところ、「土地区画整理法において、組合の役員定数は、理事は5人以上、監事は2人以上とし、定款で定めると規定されています。また、理事及び監事は、定款で定めるところにより、組合員のうちから総会で選挙すると規定されています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「町民全体では、土地区画整理事業の計画の全体像が見えていないのが実態であると考えられるが、全体像を公表できる時期は。」とただしたところ、「土地利用計画案については、現況測量等の成果を基に、令和7年度から土地区画整理組合準備委員会で作成する見込みであり、都市計画法に基づく手続の中で、縦覧等の方法により、令和8年度に公表されるものと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に、歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和6年6月20日

総務建設常任委員長 花堂晴美